

政

令

沖縄科学技術大学院大学学園法の施行期日を定める政令をここに公布する。

御 名 御 璽

平成二十三年十月三十一日

内閣総理大臣 野田 佳彦

政令第三百三十三号

沖縄科学技術大学院大学学園法の施行期日を定める政令

内閣は、沖縄科学技術大学院大学学園法（平成二十一年法律第七十六号）附則第一条第一項の規定に基づき、この政令を制定する。

沖縄科学技術大学院大学学園法の施行期日は、平成二十三年十一月一日とする。

内閣総理大臣 野田 佳彦

総務大臣 川端 達夫

法務大臣 平岡 秀夫

文部科学大臣 中川 正春

沖縄科学技術大学院大学学園法の施行に伴う関係政令の整備等及び経過措置に関する政令をここに公布する。

御 名 御 璽

平成二十三年十月三十一日

内閣総理大臣 野田 佳彦

政令第三百三十四号

沖縄科学技術大学院大学学園法の施行に伴う関係政令の整備等及び経過措置に関する政令

内閣は、沖縄科学技術大学院大学学園法（平成二十一年法律第七十六号）の施行に伴い、並びに同法附則第三条第十二項及び第十三項、第四条第三項並びに第十三条並びに関係法律の規定に基づき、この政令を制定する。

目次

第一章 関係政令の整備等（第一条―第二十条）

第二章 経過措置（第二十一条―第二十六条）

附則 第一章 関係政令の整備等

（独立行政法人沖縄科学技術研究基盤整備機構法施行令の廃止）

第一条 独立行政法人沖縄科学技術研究基盤整備機構法施行令（平成十七年政令第百九十号）は、廃止する。

（国家公務員退職手当法施行令の一部改正）

第二条 国家公務員退職手当法施行令（昭和二十八年政令第二百十五号）の一部を次のように改正する。

第六条第二項第一号イ中「放送大学学園」の下に「、沖縄科学技術大学院大学学園（沖縄科学技術大学院大学学園法（平成二十一年法律第七十六号）第二条に規定する沖縄科学技術大学院大学学園をいう。以下同じ。）」を加え、同号口中「放送大学学園」の下に「及び沖縄科学技術大学院大学学園」を加える。

第九条の二に次の一号を加える。

百五十二 沖縄科学技術大学院大学学園（沖縄科学技術大学院大学学園法附則第三条第一項の規定により解散した旧独立行政法人沖縄科学技術研究基盤整備機構（以下「旧沖縄科学技術研究基盤整備機構」という。）を含む。）

第九条の四に次の一号を加える。

九十三 沖縄科学技術大学院大学学園（旧沖縄科学技術研究基盤整備機構を含む。）

（自衛隊法施行令の一部改正）

第三条 自衛隊法施行令（昭和二十九年政令第百七十九号）の一部を次のように改正する。

別表第十に次の一号を加える。

七十四 沖縄科学技術大学院大学学園法（平成二十一年法律第七十六号）第二条に規定する沖縄科学技術大学院大学学園

（国家公務員共済組合法施行令の一部改正）

第四条 国家公務員共済組合法施行令（昭和三十三年政令第二百七号）の一部を次のように改正する。

第四十三条第一項第九十七号を次のように改める。

九十七 沖縄科学技術大学院大学学園法（平成二十一年法律第七十六号）附則第三条第一項の規定により解散した旧独立行政法人沖縄科学技術研究基盤整備機構

第四十三条第二項第六十四号を次のように改める。

六十四 沖縄科学技術大学院大学学園法附則第三条第一項の規定により解散した旧独立行政法人沖縄科学技術研究基盤整備機構

（障害者の雇用の促進等に関する法律施行令の一部改正）

第五条 障害者の雇用の促進等に関する法律施行令（昭和三十五年政令第二百九十二号）の一部を次のように改正する。

別表第二第一号中「、独立行政法人沖縄科学技術研究基盤整備機構」を削り、同表第七号を次のように改める。

七 沖縄科学技術大学院大学学園及び日本年金機構

（地方公務員等共済組合法施行令の一部改正）

第六条 地方公務員等共済組合法施行令（昭和三十七年政令第三百五十二号）の一部を次のように改正する。

第三十九条第五号中「独立行政法人沖縄科学技術研究基盤整備機構」を「沖縄科学技術大学院大学学園法（平成二十一年法律第七十六号）附則第三条第一項の規定により解散した旧独立行政法人沖縄科学技術研究基盤整備機構」に改める。

（官公需についての中小企業者の受注の確保に関する法律施行令等の一部改正）

第七条 次に掲げる政令の規定中「、独立行政法人沖縄科学技術研究基盤整備機構」を削る。

一 官公需についての中小企業者の受注の確保に関する法律施行令（昭和四十一年政令第二百四十号）第二条第一号

二 国等による環境物品等の調達の推進等に関する法律第二条第二項の法人を定める政令（平成二十二年政令第五百五十六号）第一号

三 国等における温室効果ガス等の排出の削減に配慮した契約の推進に関する法律第二条第三項の法人を定める政令（平成十九年政令第三百四十四号）第一号

四 地方公共団体の財政の健全化に関する法律施行令（平成十九年政令第三百九十七号）附則第三条